

## 第1 消防用設備等の着工届に係る運用基準

### 1 共通事項

#### (1) 届出日等

消防法第17条の14の規定に基づく届出は、消防用設備等の新設、増設又は移設する場合にあっては消防用設備等ごとに(2)に定める基準日の、変更する場合にあっては、変更工事を行おうとする日の、それぞれ10日前までに行うこと。

また、届出時に消防用設備等の詳細な計画が確定していない場合は、その時点における一応の添付図書を提出させ、計画が決定した段階で差し替え等を行わせて差し支えないこと。

#### (2) 基準日

##### ア 消火設備

各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日とする。

##### イ 警報設備

警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日とする。ただし、受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器又は検知器の設置を行おうとする日とする。

##### ウ 避難器具

避難器具の取付金具の設置に係る工事を行おうとする日とする。

##### エ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、次によるものであること。

##### (ア) パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の格納箱の取付工事をしようとする日とする。

##### (イ) パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事をしようとする日とする。

##### (ウ) 特定小規模用自動火災報知設備の受信機又は感知器の取付工事をしようとする日とする。

##### オ 特殊消防用設備等については、前アからウまでの消防用設備等に準じた日とする。

#### (3) 添付図面

添付書類は、折り上げて日本産業規格A4を原則とする。また、図面の縮尺は、100分の1を原則とするが、その目的が達成される場合にあっては、この限りでない。

#### (4) 届出の単位

届出は、防火対象物又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所（以下「製造所等」という。）を設置する事業所ごと消火設備、警報設備、避難設備、必要とされる

## 第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

### 第1節 総論第1 消防用設備等又は特殊消防用設備等の着工届に係る運用基準

防火安全性能を有する消防の用に供する設備等、特殊消防用設備等ごと一括して届出るものとする。ただし、工事着手の日が著しく異なる場合にあっては、この限りではない。

## 2 添付図書

### (1) 消火設備

#### ア 附近見取図

防火対象物又は製造所等の所在地附近の略図

ただし、敷地が大きい場合は、敷地内の建物配置図も添付すること。

#### イ 防火対象物又は製造所等の概要表

別記様式1による。

#### ウ 消火設備の概要表

別記様式2、別記様式3又は別記様式4による。

#### エ 平面図

消火設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及び消火設備の機器等の配置、配管状況等を明記したもの。

#### オ 断面図

消火設備の設置に係る階の断面を明記したもの。

#### カ 配管系統図

消火設備の構成、配管の経路、口径等を系統的に明記したもの。

#### キ 配線系統図及び展開図

配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの。

#### ク 計算書

次に掲げる事項を明記したもの。

なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記すること。

(ア) 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法

(イ) 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法

(ウ) 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法

(エ) 電動機等の所要容量の算出方法

(オ) 非常電源の容量の算出方法

#### ケ 使用機器図

加圧送水装置、ノズル、弁、警報装置等に使用されている機器（検定品を除く。）及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの。

#### コ 給水装置工事承認申請書

給水装置を分岐しようとする配管又は給水能力の範囲内で水道直結式スプリ

ンクラー設備を設置しようとする場合は、その設置にあたり、水道事業法第14条の規定に基づき水道事業者の定める給水規定の手続きに従い、水道事業者への水道工事申込み及び水道事業者から工事承認を受けたもの。

(2) 警報設備

ア 附近見取図

前(1)アに準ずる。

イ 防火対象物又は製造所等の概要表

別記様式1による。

ウ 自動火災報知設備若しくは消防機関へ通報する火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備の概要表

別記様式5、別記様式6又は別記様式7による。

(注) 消防機関へ通報する火災報知設備のうち、火災通報装置(別記様式6)のその他の欄には、蓄積音声情報の内容(指導:近隣の目標物を入力する)を記入すること。

エ 平面図

警報設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及び警報設備の機器等の配置、配線状況等を明記したもの。

オ 断面図

警報設備の設置に係る階の断面を明記したもの。

カ 配線図

電線管の口径、配線本数、電線路の立ち上がり、警戒区域等を明記したもの。

(3) 避難設備

ア 附近見取図

前(1)アに準ずるほか、避難器具を設置する場所付近に避難器具の使用又は設置に障害となるおそれがあるかどうか判断できるもの。

イ 避難器具の概要表

別記様式8による。

ウ 平面図

避難器具の設置に係る階の防火区画、階段及び各室ごとの用途等を明記したもの。

エ 立面図

避難器具の設置に係る部分の立面を明記したもの。

オ 避難器具の設計図等

避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の詳細を明記したもの。

カ 計算書

## 第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

### 第1節 総論第1 消防用設備等又は特殊消防用設備等の着工届に係る運用基準

避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を明記したもの。

(4) 操作盤又は総合操作盤

操作盤又は総合操作盤を設置する場合には、別記様式9を添付する。

(5) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

ア パッケージ型消火設備を設置する場合には別記様式10を、パッケージ型自動消火設備を設置する場合には別記様式11を添付する。

イ 特定小規模用自動火災報知設備を設置する場合には、別記様式5に準じて概要表を添付する。

### 3 着工届に関する留意事項

(1) 消防用設備等の着工届出書に添付する図書については、届出者に過度の負担となるような図書の添付を要求しないこと。

(2) 消防同意の際に消防用設備等の設計に関する図書が提出されているなど、既に消防機関において保有している図書がそのまま活用できる場合にあっては、当該図書をもって着工届出書の添付図書に代えることとして差し支えないこと。

(3) 製造所等に設置される消防用設備等に係る着工の届出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において、既に前2に掲げる添付図書と同一の図書が提出されている場合には、当該添付図書を着工届出書に添付しないこととして差し支えないこと。

(4) 消防用設備等の着工届出制度は、実際に設置される消防用設備等を消防機関において正確に把握し、設置に関する十分な指導を行うことにより、消防用設備等の適切な設置を図ることを目的とするものであるから、(1)及び(2)の運用にあたっては、実際に設置される消防用設備等の正確な把握に欠けることのないよう、図書の内容等に配慮すること。

(5) 「ガス系消火設備等に係る取扱いについて」(平成7年5月10日付け消防予第89号)に掲げるガス系消火設備については、別記様式4に準じて概要表を作成、添付すること。

## 第2 消防用設備等に係る届出に関する運用基準

### 1 軽微な工事に関する運用について

消防用設備等の着工届並びに設置届及び消防検査については、消防用設備等を新たに設置する場合及び既存の消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象としているとされているところであるが、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用することとする。（参考1）

#### (1) 消防用設備等の着工届について

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届は、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、別紙1、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、着工届を要しないことができるものとする（軽微な工事又は別紙1、6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）。

ア 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。

イ 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。

ウ 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の4第2項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。

#### (2) 消防用設備等の設置届及び消防検査について

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、別紙1、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

ア 軽微な工事にあつても、設置届を省略することはできないものであること。

イ 軽微な工事に係る消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができること（当該軽微な工事又は別紙1、6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）。

ウ 軽微な工事に係る事項については、査察等の機会をとらえ、維持台帳に編冊

## 第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

### 第1節 総論第2 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する届出に係る運用基準

された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認すること。

#### (3) 運用上の留意事項について

前(1)及び(2)により運用をするにあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア 消防用設備等の「撤去」については、着工届及び設置届を要しないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること等により、その実態を把握することが望ましいこと。

イ 消防用設備等に係る軽微な工事については、次によること。

(ア) 消防用設備等に係る軽微な工事については、甲種消防設備士により適切な工事が行われていることを前提に着工届及び消防検査の簡素化を図ったものであること。したがって法第17条の5の規定による消防設備士の業務独占に係る工事以外の工事については、今回の運用の対象外であること。

(イ) 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲については、別紙2に掲げるとおりであるが、これらに該当するか否か判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士に対して、事前に相談、協議するよう指導すること。

ウ 甲種消防設備士に対しては、講習等の機会をとらえ、着工届を要する工事の区分、軽微な工事の範囲、工事実施上の留意事項等について、周知されたいこと。

#### 2 届出等に関する運用について

消防用設備等の着工届、設置届及び点検報告については、原則として消防用設備等ごとに当該設備に係る所要の図書を添えて提出することとされている(参考2)が、消防事務の簡素合理化の観点から、次のとおり運用することとする。

##### (1) 消防用設備等の着工届について

「消防用設備等の着工届に係る運用について」(平成5年10月26日付け消防予第285号・消防危第81号)によるほか、同一の防火対象物について同一時期に提出される複数の着工届の添付図書のうち、次に掲げるものについては、一の着工届に代表して添付することにより、個々の消防用設備等着工届出書への添付を省略できるものとする。

ア 付近見取図

イ 意匠図(建築平面図、断面図、立面図等)

ウ 関係設備共通の非常電源関係図書

エ 防火対象物の概要表

##### (2) 消防用設備等の設置届について

消防用設備等の設置届に係る添付書類について、次のとおり運用することとする。

ア 消防用設備等設置届出書に消防用設備等試験結果報告書及びこれに付随する



データ書を添付すればよいものとする。この場合において、消防同意又は着工届に伴い既に消防機関において保有している図書に変更があったとき又は不足している図書があったときは、変更部分に係る図書の差し替え又は不足図書の追加をもって足りるものとする。

イ 着工届を要しない工事について設置届を行う場合又は変更部分に係る図書の差し替え若しくは不足図書の追加を行う場合において、同一の防火対象物について同一時期に提出される複数の設置届の添付図書のうち、次に掲げるものについては、一の設置届に代表して添付することにより、個々の消防用設備等設置届出書への添付を省略できるものとする。

(ア) 付近見取図

(イ) 意匠図（建築平面図、断面図、立面図等）

(ウ) 関係設備共通の非常電源関係図書

ウ 部分的な改修等の場合においては、当該改修等の内容が把握できる範囲の図書で足りること。

エ 届出は、防火対象物ごとに行ってさしつかえないものとする。

(3) 消防用設備等の点検に係る書類の保存について

消防用設備等の点検に係る書類の保存について、次のとおり運用することとする。

ア 個々の消防用設備等の点検票を保存しなければならない期間については、原則3年とし、3年を経過したものについては、消防用設備等点検結果総括表、消防用設備等点検者一覧表及び経過一覧表を保存することをもって足りることとする。

イ 消防長又は消防署長が適当と認めるときは、3年を経過しない場合であっても、同様の措置を認めてさしつかえないこと。

### 3 維持台帳について

前1及び2により運用を行う場合にあっては、消防用設備等の適切な設置及び維持を担保するため、これまで以上に消防用設備等に係る維持台帳の整備が重要となる。

維持台帳は、各消防用設備等ごとに構造、性能等及び設置時からの状態（履歴）を明確にしたもので、おおむね次の図書等を編冊（重複する図書、関連する図書等は、合本することができる。）したものである。消防機関においては、事前相談、届出、査察等の機会をとらえ、設計・施工業者、防火対象物の関係者等に対し、維持台帳の重要性、必要な書類、データ等について周知する必要がある。

(1) 消防用設備等着工届出書の写し

(2) 消防用設備等設置届出書の写し

## 第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

### 第1節 総論第2 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する届出に係る運用基準

---

- (3) 消防用設備等試験結果報告書
- (4) 消防用設備等検査済証
- (5) 消防用設備等点検結果報告書の写し
- (6) 点検票(消防用設備等点検結果総括表及び消防用設備等点検者一覧表により代替する場合を含む。)
- (7) 消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表
- (8) 消防用設備等に関する図書(設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等)
- (9) 現場の状況を補足する写真、試験データ等
- (10) その他必要な書類(法第4条の規定に基づく立入検査時の結果通知書等)



別紙1

消防用設備等に係る工事の区分

**1 新設**

防火対象物(新築のものを含む。)に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。

**2 増設**

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

**3 移設**

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

**4 取替え**

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。

**5 改造**

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。

**6 補修**

防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。

**7 撤去**

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

## 第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

### 第1節 総論第2 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する届出に係る運用基準

別紙2

#### 軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 → 2個以下で既設と同種類のものに限る。	①ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水措置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る） → 既設と同種類のもの	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） → 5個以下で放射区域の変更の	すべての構成部品 → 放射区画に

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第1節 総論第2 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する届出に係る運用基準

<p>粉末消火設備</p>	<p>→ 5 個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。                  ②ノズル                  → 既設と同種類のもの                  → 5 個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。                  ③移動式の消火設備                  → 既設と同種類のもの                  → 同一室内に限る。                  ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置                  → 既設と同種類のもの                  → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>ない範囲                  ②ノズル                  → 5 個以下で放射区域の変更のない範囲                  ③移動式の消火設備                  → 同一室内に限る。                  ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置                  → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>変更のないものに限る。</p>
<p>自動火災報知設備</p>	<p>①感知器                  → 既設と同種類のもの                  → 10 個以下                  ②発信機、ベル、表示灯                  → 既設と同種類のもの                  → 同一警戒区域内に限る。</p>	<p>①感知器                  → 10 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。                  ②発信機、ベル、表示灯                  → 同一警戒区域内に限る。</p>	<p>①感知器                  → 10 個以下                  ②受信機、中継器                  → 7 回線を超えるものをく。                  ③発信機、ベル、表示灯</p>
<p>ガス漏れ火災警報設備</p>	<p>①検知器                  → 既設と同種類のもの                  → 5 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>①検知器                  → 5 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。</p>	<p>受信機を除く。</p>
<p>避難器具 (金属製避難はしご(固定式のものに限る。)) (救助袋) (緩降機)</p>	<p>該当なし</p>	<p>①本体・取付金具                  → 同一階に限る。                  → 設置時と同じ施工方法に限る。</p>	<p>①標識                  ②本体・取付金具                  → 設置時と同じ施工方法に限る。</p>

## 第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

### 第1節 総論第2 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する届出に係る運用基準

#### 参考1

#### 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

工事の 区 分	着 工 届	設 置	
		届 出	消 防 検 査
新 設	必 要	必 要	必 要
増 設 移 設 取 替 え	☆ 原則として必要。 ☆ ただし、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、不要とすることができる。 ○ 工事：甲種消防設備士が実施 ○ 甲種消防設備士：試験結果報告書を作成・整備 ○ 防火対象物の関係者：経過一覧表への記録、維持台帳の整備・保存	必 要	☆ 必要。 ☆ ただし、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、不要とすることができる。 ○ 消防機関：査察時等の機会をとらえ、維持台帳の内容及び現場の状況を確認
改 造	必 要	必 要	必 要
補 修 撤 去	不 要	不 要	不 要

\*詳細については、本通知1を参照すること。

参考2

消防用設備等に係る諸手続関係図

着工届出	設置届出	点検報告
<p>◎ 届出対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消防設備士が行う消防設備等に係る工事及び整備 (例 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等)</li> </ul>	<p>◎ 届出対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定防火対象物で延面積300㎡以上のもの</li> <li>○上記以外の防火対象物((19)項及び(20)項を除く。)で延べ面積300㎡以上のもののうち、消防長又は消防署長が指定したもの</li> </ul>	<p>◎ 報告対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定防火対象物は1年に1回</li> <li>○特定防火対象物以外のもものは3年に1回</li> </ul>
<p>◎ 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>○附近見取図</li> <li>○防火対象物の概要表</li> <li>○消火設備の概要表</li> <li>○平面図</li> <li>○断面図</li> <li>○配管系統図及び展開図</li> <li>○計算書</li> <li>○使用機器図</li> </ul> </li> <li>2 消火設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>○附近見取図</li> <li>○防火対象物の概要表</li> <li>○警報設備の概要表</li> <li>○平面図</li> <li>○断面図</li> <li>○配線図</li> </ul> </li> <li>3 避難設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>○附近見取図</li> <li>○避難設備の概要表</li> <li>○平面図</li> <li>○立面図</li> <li>○避難器具等の設計図等</li> <li>○計算書</li> </ul> </li> </ol>	<p>◎ 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防用設備等に関する図書 <ul style="list-style-type: none"> <li>○設計書</li> <li>○仕様書</li> <li>○計算書</li> <li>○系統図</li> <li>○配管及び配線図並びに平面図</li> <li>○立面図及び断面図</li> </ul> </li> <li>2 各消防用設備等ごとの消防用設備等試験結果報告書</li> </ol>	<p>◎ 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各消防用設備等の種類に応じた点検票(消防長又は消防署長が適当と認める場合には、消防用設備等点検総括表、消防用設備等点検者一覧表を添付することができる。)</li> </ul>

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第1節 総論第2 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する届出に係る運用基準

別記様式第1号の7

工事整備対象設備等着工届出書

年 月 日					
殿					
届出者					
住所					
氏名 <span style="float: right;">㊟</span>					
工事の場所					
工事を行う防火対象物の名称					
工事整備対象設備等の種類					
工事の整備対象設備等 工事施工者	住所	電話番号			
	氏名 <small>〔法人の場合は名称及び代表者氏名〕</small>				
消防設備士	住所				
	氏名				
免状の 種類及び指定区分	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況	
	甲・種類 乙	都道府県	交付番号	受講地	受講年月
			年 月 日 第 号	都道府県	年 月
工事の種類別	1 新設 2 増設 3 移設 4 取替え 5 改造 6 その他				
着工予定日			完成予定日		
※受付欄			※経過欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 工事の種類別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。



別記様式第1号の2の3

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 年 月 日 殿 届 出 者 住 所 _____ 氏 名 _____ (印)											
下記のとおり、消防用設備等（特殊消防用設備等）を設置したので、消防法第17条の3の2の規定に基づき届け出ます。											
記											
設置者		住 所			電話 ( ) 番						
		氏 名									
防火対象物	所 在 地										
	名 称										
	用 途										
	構 造、規 模		造地上			階地下		階			
		床面積		m <sup>2</sup>		延べ面積		m <sup>2</sup>			
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類											
工	種 別		新 設、増 設、移 設、取替え、改 造、その他 ( )								
	設 計 者 住 氏 所 名		住 所			電話 ( ) 番					
	施 工 者 住 氏 所 名		住 所			電話 ( ) 番					
			住 所								
事	消防設備士		免 状		種 類 等		交 付 知 事		交 付 年 月 日		
					甲・乙 種 類		都 道 府 県		交 付 番 号		講 習 受 講 状 況
							受 講 地		受 講 年 月		
									都 道 府 県		年 月
着 工 年 月 日											
完 成 年 月 日											
検 査 希 望 年 月 日											
※受 付 欄			※決 裁 欄				※備 考				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 消防用設備等設計図書又は特殊消防用設備等設計図書は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること。  
 3 ※欄には、記入しないこと。

第 4 章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第 1 節 総 論第 2 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する届出に係る運用基準

別記様式 1

防火対象物 } の概要表  
製造所等 }

建 築 物 の 概 要						
名 称				所 在 地		
用 途			階数 (階層)	地上 階	地下 階	塔屋 階
主要構造部	耐火構造・準耐火構造・その他 ( )			延べ面積	m <sup>2</sup>	
階 別	床 面 積 (m <sup>2</sup> )	用途又は室名	構 造	内 装 仕 上 げ		特 記 事 項
				天 井	壁	
そ の 他						

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 消防用設備等の設置に係る階について、各階ごとに記入すること。

別記様式2

屋内消火栓設備・屋外消火栓設備  
水噴霧消火設備・泡消火設備 } の概要表

水 源	専用・兼用	種 別	地下ピット・床置き・その他 ( )			有効水量 (当該設備用)	m <sup>3</sup>	
加 圧 送 水 装 置	ポンプ方式	ポンプ、電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				
			電圧	V	φ × L/min × m × kw			
	ユニット型	呼 水 装 置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所		
		起動用圧力タンク	有・無	容 量	L	ポンプ設置場所		
高架水槽方式	有効落差	m	圧力水槽方式	加圧圧力	MPa	内容積	m <sup>3</sup>	
屋内消火栓	1号	個	2号	個	易操作性1号	個	合 計	個
屋外消火栓	個	ホース	長さ	m	本	表示灯	専用・兼用	
噴霧ヘッド	標準放射量	L/min ・ 標準放射圧力			MPa	放射角度	°	
泡放出口	フォームヘッド		個	フォームウォータースプリンクラーヘッド		個		
	高発泡用泡放出口		個	泡ノズル		個	その他 ( )	個
泡消火設備の方式	固定式 (全域・局所) ・ 移動式		高発泡・低発泡	一斉開放弁	A	個		
泡 消 火 薬 剤	種別	たん白泡・合成界面活性剤・水成膜泡		貯蔵量	L	希釈容量濃度	%	
	混合方式	差圧混合方式・管路混合方式・圧入混合方式・ポンプ混合方式・その他 ( )						
放 水 ( 出 ・ 射 ) 区 域	区域数 区域	最大	放水 (出・射) 面積	m <sup>2</sup>	放水 (出・射) 量	L/min	放出体積	m <sup>3</sup>
		最小	放水 (出・射) 面積	m <sup>2</sup>	放水 (出・射) 量	L/min	放出体積	m <sup>3</sup>
起動装置	ポンプ起動方式	自火報発信機・専用スイッチ・起動用水圧閉装置・流水検知装置・その他						
	起動感知方式	スプリンクラーヘッド ・ 感知器 ・ その他 ( )					手動式開放弁	
自動警報装置	流水検知装置	A	個	圧力検知装置	個	その他		
配 管	立上がり管口径	A	材質	専用・兼用 ( 設備)				
	止水弁	逆止弁		その他 ( )				
ブ ー ス タ ン プ	ポンプ、電動機	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力			補助水槽			
		φ × L/min × m × kw			m <sup>3</sup>			
		φ × L/min × m × kw			m <sup>3</sup>			
電 源	常用電源	単相 ・ 三相	AC	V	電灯回路 ・ 動力回路			
		DC	V	AH	充電方式	トリクル ・ 浮動	使用別	専用・共用
	非常電源	自家発電設備	単相 ・ 三相	AC ・ DC	V	kVA	使用別	専用・共用
		蓄電池設備	DC	V	AH	充電方式	トリクル ・ 浮動	使用別
	非常電源専用受電設備	単相 ・ 三相 AC V						
配 線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )						
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )						
	警 報 回 路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )						
	そ の 他 の 回 路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )						
そ の 他								

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第1節 総論第2 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する届出に係る運用基準

別記様式3

スプリンクラー設備の概要表

水源	専用・兼用	地下ピット・床置き・その他 ( )		有効水量 (当該設備用)		m <sup>3</sup>		
加圧送水装置	ポンプ方式	ポンプ、電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				
		電圧	V	φ × L/min × m × kw				
	ユニット型	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所		
		起動用圧力タンク	有・無	容量	L	ポンプ設置場所		
高架水槽方式	有効落差	m	圧力水槽方式	加圧圧力	MPa	内容積	m <sup>3</sup>	
スプリンクラーヘッド等	閉鎖型 (高感度)	(温度 °C 個)・(温度 °C 個)					減圧弁	
	閉鎖型 (標準型)	(温度 °C 個)・(温度 °C 個)					有・無	
	小區画型	(温度 °C 個)・(温度 °C 個)						
	側壁開放型	(温度 °C 個)・(温度 °C 個)						
開放型ヘッド	個・補助散水栓							
設備の方式	湿式・乾式・予作動式		自動警報装置	流水検知装置	A 個	圧力検知装置	個	
ポンプ起動方式	起動用圧力開閉装置・流水検知装置・その他 ( )					送水口 (双口型) 個		
起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他 ( )			手動式開放弁				
一斉開放弁	A 個		電動弁等	A 個				
配管	立上がり管口径	A	材質		専用・兼用 ( 設備)			
管弁類	止水弁	逆止弁		その他 ( )				
放水型ヘッド	固定式 ( 個)	可動式 ( 個)	一斉開放弁	A 個				
加圧送水装置	放水型ヘッド	ポンプ、電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				
		電圧	V	φ × L/min × m × kw				
	ユニット型	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所		
		起動用圧力タンク	有・無	容量	L	ポンプ設置場所		
起動感知方式	感知器・走査型の感知器・その他 ( )							
配管	立上がり管口径	A	材質		専用・兼用 ( 設備)			
管弁類	止水弁	逆止弁		その他 ( )				
ブーストポンプ	ポンプ、電動機	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力		補助水槽				
		φ × L/min × m × kw	m <sup>3</sup>					
	ポンプ、電動機	φ × L/min × m × kw		m <sup>3</sup>				
		φ × L/min × m × kw		m <sup>3</sup>				
電源	常用電源	単相・三相 AC V	電灯回路・動力回路					
		DC V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用	
	非常電源	自家発電設備	単相・三相 AC・DC V	kVA	使用別	専用・共用		
		蓄電池設備	DC V AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用	
非常電源専用受電設備		単相・三相 AC V						
配線	常用電源回路	露出ケーブル、電線管露出、電線管理設、その他 ( )						
	非常電源回路	耐火電線、電線管露出、電線管理設、その他 ( )						
	警報回路	耐熱電線、電線管露出、電線管理設、その他 ( )						
	その他の回路	IV電線、露出ケーブル、電線管露出、電線管理設、その他 ( )						
その他								

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式4

不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備  
粉末消火設備 } の概要表

放出方式	全域放出方式・局所放出方式・移動式		制御盤設置位置						
貯蔵容器等	蓄圧（高圧式・低圧式・その他（ ））・加圧								
起動方式	手動電気式・手動ガス式・自動式								
音響警報	音声・サイレン・音声+サイレン・ブザー・その他（ ）								
放出表示灯	設置個数	箇所	回転灯等	設置個数	箇所 赤色表示灯 専用・兼用				
消火剤	種別	設置場所							
	容器別数量	kg × 容器本数	本	本 = 総数量 kg					
加圧用ガス	窒素ガス・二酸化炭素	数量	m <sup>3</sup> ・L・kg	容器本数	本				
配管	管								
	弁類	選択弁・放出弁・減圧弁・閉止弁・その他（ ）							
放出区域	区域数	最大	放出面積 m <sup>2</sup>	放出率 kg/s	放出体積 m <sup>3</sup>				
	区域	最小	放出面積 m <sup>2</sup>	放出率 kg/s	放出体積 m <sup>3</sup>				
移動式消火設備の数	箇所								
電源	常用電源	単相・三相 AC V	電灯回路・動力回路						
		DC V AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別 専用・共用				
	非常電源	自家発電設備 単相・三相 AC・DC V kVA	使用別	専用・共用					
		蓄電池設備 DC V AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別 専用・共用				
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他（ ）							
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他（ ）							
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他（ ）							
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他（ ）							
	放出区域名	階	面積	体積	換気口	換気装置	排出措置	消火剤量	ヘッド数
1			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
2			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
3			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
4			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
5			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
6			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
7			m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
その他									

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。



第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第1節 総論第2 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する届出に係る運用基準

別記様式5

自動火災報知設備の概要表

(その1)

		機	種	蓄積	自動	遠隔	種別	個数
感 知 器		式	型 ( )					
		型式番号	感第号	製造会社名				
		式	型 ( )					
		型式番号	感第号	製造会社名				
		式	型 ( )					
		型式番号	感第号	製造会社名				
		式	型 ( )					
		型式番号	感第号	製造会社名				
		式	型 ( )					
		型式番号	感第号	製造会社名				
		式	型 ( )					
		型式番号	感第号	製造会社名				
		式	型 ( )					
		型式番号	感第号	製造会社名				
		式	型 ( )					
		型式番号	感第号	製造会社名				
発信機	屋内型	型	級 個	型式番号	発第号	製造会社名		
	屋外型	型	級 個	型式番号	発第号	製造会社名		
表示灯	V 個							
中 継 器	種	別	回線数	電源供給方式			設置台数	
	自動・遠隔・アナログ・その他	(型式番号 中第号)		専用(予備電源 V AH)・受信機・その他( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他	(型式番号 中第号)		専用(予備電源 V AH)・受信機・その他( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他	(型式番号 中第号)		専用(予備電源 V AH)・受信機・その他( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他	(型式番号 中第号)		専用(予備電源 V AH)・受信機・その他( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他	(型式番号 中第号)		専用(予備電源 V AH)・受信機・その他( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他	(型式番号 中第号)		専用(予備電源 V AH)・受信機・その他( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他	(型式番号 中第号)		専用(予備電源 V AH)・受信機・その他( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他	(型式番号 中第号)		専用(予備電源 V AH)・受信機・その他( )				
	自動・遠隔・アナログ・その他	(型式番号 中第号)		専用(予備電源 V AH)・受信機・その他( )				
製造会社名								



別記様式5

(その2)

受信機	蓄積式・二信号式・アナログ式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・その他( )									
	P・GP型 級 / 回線 R・GR型 自火報点数 点 その他( )点数 点 予備点数 点									
	予備電源 (DC V AH)			設置場所			階 室			
	型式番号 受第 号			製造会社名						
表示器	/ 回線 台 自火報点数 点 その他点数 点 予備点数 点									
	/ 回線 台 自火報点数 点 その他点数 点 予備点数 点									
電源	常用電源	単相・三相 AC V 非常電源専用受電設備回路・電灯回路・動力回路								
		DC V AH 充電方式 (トリクル・浮動) 使用別 (専用・共用 ( ))								
	非常電源	非常電源専用受電設備 単相・三相 AC V								
		蓄電池設備 DC V AH 充電方式 (トリクル・浮動) 使用別 (専用・共用 ( ))								
音響装置	主音響装置 (内蔵されているものは除く)	ベル・サイレン・電子ブザー・音声合成・その他( )								
		鐘径 mm	定格DC V mA 個							
		型式番号 ( 号)		製造会社名						
	地区音響装置	型式番号 ( 号) 認定番号 ( 号) 製造会社名								
		ベル・サイレン・電子ブザー・スピーカー・その他( )								
	音声切替装置	型式番号 ( 号) DC V		製造会社名						
常用電源		単相 AC V 非常電源専用受電設備回路・電灯回路								
非常電源		蓄電池設備 DC V AH 充電方式 (トリクル・浮動)								
配線	常用電源回路	ケーブル露出・電線管露出・電線管理設・その他( )								
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他( )								
	警報回路	耐熱電源・電線管露出・電線管理設・その他( )								
	その他回路	IV電線・ケーブル露出・電線管露出・電線管理設・その他( )								
関連設備	消火設備( )・火災通報装置・誘導灯信号装置									
	非常警報設備・放送設備・その他( )									
工事者区分	電源工事									
	配線工事									
	配線工事									
	配線工事									
	機器の取付け工事									
その他										

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。  
 3 感知器記入欄の( )内は、その機能又は性能を記入すること。  
 4 関連設備の消火設備( )内は、その設備等の種類を記入すること。

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第1節 総論第2 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する届出に係る運用基準

別記様式6

消防機関へ通報する火災報知設備の概要表

火 災 通 報 装 置	品名・型式				型式番号			
	製造会社名							
	設置場所		階 室					
	遠隔起動装置	設置場所	電話機付 (台)	(1)	(2)	(3)		
				(4)	(5)	(6)		
			電話機なし (台)	(1)	(2)	(3)		
				(4)	(5)	(6)		
	選択信号送出方式		DP方式(10PPS、20PPS)・PB方式					
	自動火災報知設備連動		有 ・ 無					
	常用電源		AC	V				
予備電源		DC	V				AH	
M型発信機	設置場所		基					
工事者区分	電源工事							
	配線工事							
	機器の取付工事							
	工事担当者(電話工事)		氏名			資格		
その他								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。  
 3 工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

別記様式7

ガス漏れ火災警報設備の概要表

検知器	検知対象ガス	空気より軽い都市ガス	空気より重い都市ガス	その他のもの		
	個数	個	個	個	個	
中継器	回線	個	電源	専用方法 受信機供給方法 その他の方法	予備電源	V AH
受信機	区分	型	回線数	/ 回線		
	附属装置	附属回路				
	予備電源	V AH	設置場所	階		
電源	常用電源	単相・三相 AC V		電灯回路・動力回路		
		DC V AH	充電方法	トリクル・浮動	使用別	専用・共用
	非常電源	蓄電池設備	充電方法	トリクル・浮動	使用別	専用・共用
		DC V AH	インバーター出力	VA		
	自家発電設備	単相・三相 AC V kVA				
警報装置	音声警報装置	増幅器出力	スピーカー個数	非常用放送設備と兼用		
		定格 W	個	有・無		
	ガス漏れ表示灯	中継器附属のもの		その他のもの		
		個		個		
検知区域警報装置	検知器附属のもの		その他のもの			
	個		個			
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )				
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )				
	検知器回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )				
	警報装置回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )				
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )				
工事者区分	電源及び配線			機器取付		
製造者名	受信機製造会社		型式番号			
	中継器製造会社		型式番号			
	検知器製造会社					
その他						

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第1節 総論第2 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する届出に係る運用基準

別記様式8

避難器具の概要表

防 火 対 象 物 の 概 要									
名 称					所 在 地				
用 途					階数(階層)		地上 階 地下 階 塔屋 階		
主要構造部		耐火構造・準耐火構造・その他( )					延べ面積		m <sup>2</sup>
避 難 器 具 の 概 要									
階 別	床 面 積	用 途	収容人員	無窓該当	階段の数	減 免 数	設 置 数	避難器具の種別(個数)	
								は( )・袋( )・緩( )	
								は( )・袋( )・緩( )	
								は( )・袋( )・緩( )	
								は( )・袋( )・緩( )	
								は( )・袋( )・緩( )	
								は( )・袋( )・緩( )	
								は( )・袋( )・緩( )	
								は( )・袋( )・緩( )	
								は( )・袋( )・緩( )	
避難器具の種別									
型 式 番 号		第 ~ 号		第 ~ 号		第 ~ 号		第 ~ 号	
設置場所の状況 (用途、構造等)									
開口部の大きさ 縦 × 横 (cm)		×		×		×		×	
腰 高 (cm)									
操 作 面 積 (m <sup>2</sup> )									
固 定 位 置									
固 定 方 法									
固定部材にかかる 設計荷重 (kN)									
固定部材の許容 応力 (kN)									
その他									

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 避難器具の種別(個数)欄は、「は」は金属製避難はしご、「袋」は救助袋、「緩」は緩降機を表し、避難器具の種別の後の( )内にそれぞれの種別ごとの設置個数を記載すること。

別記様式9

総合操作盤の概要表

品名・型式			
音響装置		<input type="checkbox"/> ベル・ <input type="checkbox"/> ブザー・ <input type="checkbox"/> 音声警報・その他( )	
表示方法		<input type="checkbox"/> CRT・ <input type="checkbox"/> グラフィックパネル・ <input type="checkbox"/> 窓・その他( )	
製造会社名			
監視場所(副監視)(遠隔監視)		階 室	
電源	常用電源	AC	V
	非常電源	<input type="checkbox"/> 非常電源専用受電設備・ <input type="checkbox"/> 非常電源(自家発電設備)・ <input type="checkbox"/> 蓄電池設備 DC V AH	
消防用設備等	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/> スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備
	<input type="checkbox"/> 泡消火設備	<input type="checkbox"/> 不活性ガス消火設備	<input type="checkbox"/> ハロゲン化物消火設備
	<input type="checkbox"/> 粉末消火設備	<input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備
	<input type="checkbox"/> ガス漏れ火災警報設備	<input type="checkbox"/> 非常警報設備(放送設備に限る。)	<input type="checkbox"/> 誘導灯
	<input type="checkbox"/> 排煙設備	<input type="checkbox"/> 連結散水設備	<input type="checkbox"/> 連結送水管
	<input type="checkbox"/> 非常コンセント設備	<input type="checkbox"/> 無線通信補助設備	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
避難設備・建築設備等	<input type="checkbox"/> 排煙設備	<input type="checkbox"/> 非常用の照明設備	<input type="checkbox"/> 機械換気
	<input type="checkbox"/> 空気調和	<input type="checkbox"/> 非常用エレベーター	<input type="checkbox"/> 防火区画(構成機器設備)
	<input type="checkbox"/> 防煙区画(構成機器設備)	<input type="checkbox"/> 非常錠設備	<input type="checkbox"/> ITV設備
	<input type="checkbox"/> ガス緊急遮断弁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事者区分	電源工事		
	配線工事		
	配線工事		
	機器の取付工事		
	機器の取付工事		
	機器の取付工事		
その他			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項の□印内をチェックすること。  
 3 工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第1節 総論第2 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する届出に係る運用基準

別記様式10

パッケージ型消火設備の概要表

種 別	I型×( )台 ・ II型×( )台										
認 定 番 号	号		型式記号								
消火薬剤貯蔵容器等	加圧・蓄圧 ( MPa)		材質			内容積		L× 本			
消 火 薬 剤	種 別		型式番号								
	貯 蔵 量		(1台当たり) L× 本= L								
加 圧 用 ガ ス	ガスの種別		窒素・二酸化炭素								
	充 填 量		(1台当たり) m <sup>3</sup> ・L・kg × 本				充填圧力		MPa		
ホース等	材 質					ノズル切替有無		有・無			
	寸 法		長さ m (I型・II型)								
	ホース収納方式		リール収納方式 ・ ホース架収納方式								
設 置 場 所	設 置 階										
	台 数										
電 源	常用電源回路		単相・三相 AC V 電灯回路・動力回路								
			DC V AH		充電方式：トリクル・浮動 使用別：専用・共同						
	非常電源回路		種別( ) DC V AH		充電方式：トリクル・浮動 使用別：専用・共同						
配 線	表示灯回路		露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他( )								
	非常電源回路		耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他( )								
放 射 能	放 射 率		L/min								
	放 射 距 離		m								
	全量放射時間		秒								
備 考											

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○で囲むこと。



別記様式11

パッケージ型自動消火設備の概要表

認定番号・設置台数		認定型式番号		号×	台	型式記号			
消火薬剤貯蔵容器等		加圧・蓄圧 ( MPa)		材 質		内 容 積		L× 本	
消 火 薬 剤		種 別		型式番号					
		薬 剤 量		容器別数量		L×容器本数	本	L×容器本数	本
				L×容器本数	本	L×容器本数	本		
				L×容器本数	本	L×容器本数	本		
				L×容器本数	本	L×容器本数	本		
加 圧 用 ガ ス		ガスの種別		窒素・二酸化炭素					
		充 填 量		(1台当たり) m <sup>3</sup> ・L・kg×		本		充填圧力 MPa	
本 体 設 置 状 況		薬剤貯蔵容器等				接地端子		有・無	
感 知 部		感知器の種別		式 型 ( )		型式番号：感第		号× 種 個	
				式 型 ( )		型式番号：感第		号× 種 個	
				式 型 ( )		型式番号：感第		号× 種 個	
				式 型 ( )		型式番号：感第		号× 種 個	
検 出 方 式									
音 響 装 置		音声・サイレン・音声+サイレン・ブザー・その他 ( )		連動有無		有 ( )		無	
手 動 起 動 方 式									
放 出 導 管		主 管 材 質 :		呼び方 :		分 岐 管 材 質 :			
		最大長さ		m					
放 出 口		材 質 :		放射量 :		L/min			
補 助 散 水 栓		屋内消火栓 (1号・2号・易操作1号) ×		台		I型×		台	
電 源		常用電源回路		单相・三相 AC V 電灯回路・動力回路					
		DC V AH		充電方式：トリクル・浮動		使用別：専用・共同			
配 線		非常電源回路		種別 ( ) DC V AH		充電方式：トリクル・浮動		使用別：専用・共同	
		常用電源回路		露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )					
		非常電源回路		耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )					
		警 報 回 路		耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ( )					
		その他の回路		IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ( )					
階	階面積	主 な 用 途		同時放射区域	最大同時放射区域面積	放出口数	備 考		
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個			
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個			
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個			
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個			
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個			
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個			
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個			
階	m <sup>2</sup>			区域	m <sup>2</sup>	個			
合 計				区域		個			
備 考									

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○で囲むこと。

第4章 消防用設備等の技術基準及び検査要領

第1節 総論第2 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する届出に係る運用基準

消防用設備等不良箇所改修報告書

平成 年 月 日

殿

届出者  
住 所  
氏 名  
電話番号

平成 年 月 日第 一 号で報告した「消防用設備等点検結果報告書」の不良箇所を下記の通り改修したので報告します。

記

防 火 対 象	所在地				
	名称				
	用途				
	構造・規模	造	地上	階	地下
床面積		m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>	
消防用設備等の種類	改修内容	改修年月日			
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 備考			



### 第3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査上の留意事項

法第17条の3の2に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査は、次の事項に留意して実施すること。

- 1 原則として防火対象物の関係者及び試験結果報告書を作成した消防設備士等の立会いを得て行うこと。
- 2 既に使用中（仮使用中の対象物等を含む。）の防火対象物の検査にあたっては、当該対象物に存する者に対し、検査を行う旨を十分に周知した後に実施すること。
- 3 他の消防用設備等との連動機構を有する消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査にあたっては、確実に連動機構を遮断する等危害防止に配慮すること。
- 4 特例基準等が適用されている消防用設備等についても、本基準に準じて検査すること。